

政令番号81 キノリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.2E+0			4.2		3.4E+2	340.0	344.2
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	5.8E+0			5.8		1.4E+3	1,400.0	1,405.8
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						3.0E+3	3,000.0	3,000.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府					3.3E+1	3.7E+3	3,700.0	3,733.0
27	大阪府	2.0E+2			200.0		1.2E+3	1,200.0	1,400.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県	4.0E-1			0.4				0.4
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.0E+0			1.0				1.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	2.5E+0			2.5				2.5
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	8.0E-1			0.8				0.8
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.1E+2			214.7	3.3E+1	9.7E+3	9,640.0	9,887.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。